

広報

しろいし

編集と発行

白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111
発行定日 毎月15日
(売価 1部2円)



冬は急ピッチ

キラキラと陽を浴びて輝く湖にも、潮をかこむ山々も、もうあの日の新緑、そして紅葉と、その面影は、どこにも見当たらない。冬將軍は野にも山にも、かけ足でやつて来た。

いづれ白いベールにおおわれることであろう。一方この季節は私たちのもつとも親しまれるのは、火である、この火がチョツトの油断で大事をおこし私たちの財産、いや人命までもうばうのだ。

みんなで「火の元」に十分注意が肝心……………

(写真……川原子湖畔から不忘をのぞむ)

市の人口

11月末日現在

男	21,259人
女	22,881
計	44,140

世帯 8,934戸

11月中の

出生	85人
死亡	39人
婚姻	94件

市役所の 執務時間おしらせ

市役所の勤務時間を次の期間だけ変更いたしますからおしらせいたします。

十二月一日から明春三月二十日まで 午前8時30分から 午後4時45分まで

12月28日 年末年始の休み
29日、3日まで休み
1月4日 ご用納め
ご用始め

工業統計調査 12月31日現在

工業調査は、製造業に属するすべての事業所を悉皆的に調査する、いわゆる製造業の国勢調査であります。この調査の結果は、単に通産省行政の資料にするだけでなく、国および地方公共団体の施策を推進するための資料として、また民間企業の実務上の参考として広く利用されます。

調査の期日

昭和39年12月31日現在でおこないます。

調査の範囲および対象

日本標準産業分類にあげられる大分類F、製造業に属する事業所(国および公共企業体に属する事業を除く)についておこないます。

調査の種類

調査の種類については従来どおり、甲、乙、丙の三種類となっており、甲乙の調査区分は次のとおりです。

- 甲調査、従業者10人以上の事業所
- 乙調査、従業者9人以下の事業所

調査事項

調査事項については調査員が訪問いたしました、くわしくご説明いたしますからご協力ください。

農地の生前贈与と課税特例

前号についで、贈与税について納期限の延長を認めるのは、次の要件のすべてに該当しなければなりません。

- ① 贈与は昭和39年1月1日から昭和43年12月31日までで贈与者の贈与ですべての特例の適用を受けた贈与がないことである。
- ② 贈与者は、贈与の日で三年以上引続いて農業経営を行っていた個人に限ります。
- ③ 贈与を受ける者は贈与者の推定相続人のうち一人であり、贈与の日において20才以上であり、三年以上引続いて農業に従事しており、農業経営を営むことである。
- ④ 贈与税の納税義務者は贈与税の申告書を法定期限内に提出し、納期限の延期の適用を受ける必要事項を記載した書類と申告書を添付する。
- ⑤ 納期限の延長をうける贈与税額に相当する担保を提供しなければならない。

納期限の延長ができる贈与税額
納期限の延長を認められるのは、前に申しあげました要件に該当する農地等に限られます。

同じ年に、この農地等のほかに贈与を受けた財産がないときは、その贈与の申告書の提出によつて納付する税額の前について納期限の延期ができます。また、この農地等のほかに他の財産の贈与があつた場合には、贈与税の申告書の提出により納付することとなる贈与税額のうち、農地以外の他の財産についてだけ贈与があつたものとして計算される贈与税額を通常の納期限に納付し、残りの税額が延長を受けることとなります。

延長される贈与税の納期限

贈与を受けた農地に係る贈与税額について延長される納期限は、原則として、その贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日(通常の場合は死亡の日)の翌日から六月を経過する日となります。ただし、農地等の贈与者の死亡した日以前に受贈者(納税義務者)が死亡した場合は、その受贈者の相続人または、包括受遺者がその相続の開始の日となつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日となります。

納期限の延長をうける手続

- ① 納期限の延長をうける受贈者(贈与者)が、贈与を受けた年の翌年二月末日までに贈与税の申告書と次の書類を所轄税務署に提出する。
- ② 地目、地積、所在場所と明細、例えば地上権、永小作権、賃借権、土地所有者の住所氏名など
- ③ 提供しようとする担保の種類、価格及び所在場所の明細
- ④ 担保の提供に関する書類
- ⑤ 贈与者が贈与の日まで引続いて三年以上農業に従事しており、年令が20才以上であり、かつ贈与があつた日後農業の経営をするものである証明する贈与農地等の所在地を管轄する農業委員会の証明した書類
- ⑥ 戸籍抄本
- ⑦ 贈与の事実を証する書類(贈与契約書)
- ⑧ その他くわしいことは市農業委員会にお聞き合せください。

歯科医院の暖房料

歯科医師会は12月1日から40年3月31日まで、暖房料協力として初診時一回五十円を患者(被保険者)から徴収することに決め、すでに支払を要請された患者もありませんが「暖房料」は支払を要しませんが、それは、患者(被保険者)が診察をうけたときに窓口で支払う料金のなかに必要な経費として含まれているからです。

また保険法において規定され医療機関に暖房に要する経費を患者(被保険者)から徴収することは従来から禁止されているからです。

暖房料は受取る方も、支払う方も違法ですからお互いに注意しましょう。

12月市議会定例会

12月21日午前10時から市議会定例会が開かれます。主な議案は、昭和38年度決算と昭和39年度の補正予算などが審議されます。

名刺交換会

名刺交換会は皆さんのご要望により次のように開きます。参加は多数参加してください。

一月一日 午前十一時 市民体育館ホール、会費一人当り三百円、自治会長さんとりまてめておられます。また各出張所、分室でもとりまてめておられます。切りは12月25日正午まで企画審議室へ。



研修会開く

市選挙管理委員会と公明選挙推進協議会主催の「公明選挙推進員研修会」は11月27日午前10時から市民体育館で約200人が出席して開かれました。

講師は、県公民館連絡協議会事務局長、清水忠雄氏、大河原教育事務所、渋谷政男氏の二人で、清水先生は「公明選挙運動と推進員の任務について」また渋谷先生は「話しあひの普及について」と題して講演がありました。

午後から四分科会に分かれ次のテーマで討議されました。

- △推進員の活動の場のもめ方
- △壮年層、老年層に対する啓発方法
- △公明選挙運動の推進

いづれの分科会も活発な論議がかわされ意義ある研修会を午後三時半におわりました。

(写真……研修会における分科会の報告)

戦没者の遺族援護

戦後、戦没者の遺族にいては、昭和27年4月29日傷病者戦没者遺族等援護法の施行以来、遺族の方々に援護事務は、ほとんど完了し、すでに弔慰金、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金などが支給されていることおもいます。

この法の施行以来、公務傷病、死亡の範囲の拡大等15回の改正があり、復員后死亡した、旧軍人、軍属の遺族については、死亡の原因が公務中におつたものであれば、戦没者の遺族と同じに援護施策がおこなわれております。

公務死の範囲が拡大されたことにより更に公務死の範囲が拡大された次のような戦没者の遺族に対しても年金が支給されます。

もし該当する遺族がおりましたら、市役所市民課にお申し出てください。

すでに請求手続をしてこれに該当しないようだと裁定をうけた遺族は、再審査になりますから、新しく請求書提出する必要があるかもしれません。

戦没者の妻であったが旧軍人恩給法の停止(昭和21年2月1日から)遺族援護法の施行(昭和27年4月29日まで)の期間中に離婚(生別)した再婚を解消している戦没者の妻に対し遺族年金が支給されます。

死亡について、公務性の証明が困難な軍人、軍属の遺族に対し、遺族一時金(十万円)が支給されます。

戦没者の妻であったが旧軍人恩給法の停止(昭和21年2月1日から)遺族援護法の施行(昭和27年4月29日まで)の期間中に離婚(生別)した再婚を解消している戦没者の妻に対し遺族年金が支給されます。

みんなでのしい正月を、年末年始の防犯

「希望にみちた、明るい年末年始」であるように、警察では、次を重点において特別警戒に入りました。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

1. 凶悪犯罪、ならびに盗犯の予防警戒
2. 暴力犯罪(めいわく行為を含む)取締りの強化
3. 少年輔導活動の強化
4. 風俗犯罪の取締り
5. 交通事故の防止
6. 雑踏事故の防止

(白石警察署)

水道を使っている家庭え

毎年のことながら、皆さんはすでに承知ですが、水道の凍結による破裂が、水が凍ると膨張し、管に力がかかると、破損することがあります。蛇口を閉めておくだけでも、水の凍結を防ぎ、木柱あるいは、管を覆うことで、凍結を防ぐことができます。

これは地面から露出している部分が全然保温装置をしていないか。あるいは保温が不十分によるためです。これからの保温される家庭は次のようにしてください。

- 屋外の立上り管は、地面から20センチ以上掘り下げ、フタを固く巻きつけ、この部分に雨、雪による浸れを防ぎ、木柱あるいは、管を覆うことで、凍結を防ぐことができます。
- これはよくあることです。管が、もし蛇口が凍ったとき、急に熱湯をかけますと、破損することがあります。蛇口に雑布などをかぶせて徐々にあたためてください。

冬休みを 間近かにひかえて

冬休みは、二学期末における休養と保護のため、季節的のみで寒さの厳しい時期に、子ども達の学習活動を休ませるという一つの大きな、ねらいです。

いまの社会的背景は、この休みをその趣旨の通り利用することにいろいろの障害を与えているようです。各学校は、子ども達の自発的な活動を促進することを基本として、学級で話し合ったり、校外児童(生徒)会で申し合せをさせたり、この休み中の個人の生活設計を指導し、実践のための助言を与えて、家庭の協力を強く望まれるものと思われま。

保護者に要望したいこと

- ① 学校で指導した「冬休みの過ごし方」を保護者が
- ② 子どもと一語に理解してもらいたいこと。
- ③ 子どもの計画に、親として協力のし方を具体的に計画してもらいたいこと。
- ④ 実践に当つては、時々計画表と照らし合わせて励まし、その発達段階に応じた助言を与え、誠意をこめて協力してもらいたいこと。
- ⑤ 危ない氷滑りや路上遊び、および火遊びなど事故発生の危険については自信をもつて厳禁に禁止してもらいたいこと。
- ⑥ 一家の手を負えない問題は、親同志の連携によつてこれに当り、早期に学校の協力を求めてもらいたいことです。

教委指導主事 広岡二郎

図書の寄贈

このほど市図書館に白石興産社長鈴木菊蔵さんからの次の図書(12万円相当)がおくられました。

- ▼ エンサイ、クロベジニア 全20巻
- ▼ ザ、ブック、オブ、ノーレッジ、全20巻
- ▼ ザ、ブック、オブ、ポピュラー、サイエンス、全10巻

たまライオンズクラブ会長三沢賢吾さんからの次の図書(一万円相当)がおくられました。

- ▼ 国史大系(黒板勝美著) 川弘文館発行) 一、二、三巻
- ▼ 東洋文庫(平凡社発行) 四十七名(会長保科善久さん)からも次の図書をいただきました。

偉人の研究事典他、百冊ご寄贈いただいた皆さんに心から感謝申し上げます。(写真……鈴木菊蔵さん)



このほど市図書館に白石興産社長鈴木菊蔵さんからの次の図書(12万円相当)がおくられました。

▼成人式▲



明春15日の国民の祝日「成人の日」をむかえるにあたり成人される青年諸君を心から祝福をいたします。

該当される成人は昭和19年1月16日から20年1月15日までの出生者で市内には五八六名おります。

該当される方には案内状がまいるとおもいますが一月十五日午前10時から市民体育館でおこないますからそろつてご出席ください。

なお当日は、記念講演として「自由と責任」と題して、県教育庁社会教育課嘱託アイ、ヴァン、ドーナンの氏の講演がございます。

▼交通事故は必ず国保に届出▲

不幸にして、交通事故にあつたら、必ず国民健康保険に届けてください。

これは、交通事故による「けが」や損害は、加害者が補償すべきものなので、医師にかかつたり、入院したり、そのほか雑費にい

たるまで、加害者がその弁償、負担することになつておりますが、もし弁償が十分であつたり、おくれたりする場合は国民健康保険を使うこととなります。

国保の財政は、みんながお互いに助け合うことで納入される保険税でありますところを被害者が届け出を怠ると、国保の方では医

者にかかつた費用が果して交通事故のけがによるものかどうか分らないこととなります。

こうなると加害者に賠償金を請求する機会もなくなつてしまいます。

これは、国保の財政にとつてマイナスになります。交通事故で「けが」などをうけたら、国保に届けて問題を解決するようにしましょう。

届ける用紙は市役所保健衛生課、国保係に準備してありますから必ず届けることを忘れないようにいたします。

▼クリスマス 子供会▲

例年の、クリスマス子供会が25日午後一時から市図書館児童室でおこないます。

この日文集「さざんか」第8号が発行されます。よいお子さんたちをお待ちしておりますからみんな元気です。

▼年賀状はお早く▲

年賀状はあまりおそくなりませんと、元旦配達に間に合いませんから22日までにお出しく下さい。

また、お出しになるときは年賀状は別にしはつて束にしてください。年賀状でお子様や同居の方あてのものは、肩書(父母の名前や世帯主の名前を書いて)を記載するようにしてください。

▼郵便貯金 二兆円を突破▲

郵便貯金は10月15日で二兆円の大台を超えました。

一口に二兆円といつてもピンときませんが、これを千円札で横にならべると約32千8千軒、地球を八、二回り、積み重ねると高さ約19万6千4百メートルと富士山の約52倍にもなります。

このほう大な資金はすべて政府資金として公共の利益を増進するために使われております。

当白石市には一億八千五百万余円が融資され、学校や住宅、その他各種事業に利用されております。局では12月1日から「年末始郵便貯金増強運動」を展開して、郵便貯金の増強に力コブを入れておりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。(白石郵便局)

遭難は登山者の恥

登山者の皆さん 次のことに注意しましょう

- ◎気象情報を開きましたか
ここ数日來の天気図は？携帯ラジオはおもちですか。これからの山行中の天候の予想は？
- ◎風雪の中でも歩けますか
リーダーは誰ですか。冬山の自信はありますか。指導標がなくとも地図と磁石で歩けますか。冬山の地形的特異性、ことに雪庇や雪崩の出る場所はお判かりですか。
- ◎万一のとき雪中露営ができますか
防着装備は十分ですか。ゲレンデスキの服装のままでは、山は危険です。セーターや手袋、靴下の予備がありますか。携帯燃料は？マツチは濡れませんか？懐中電灯をお持ちですか。非常食糧はありますか。
- ◎登山者カードに記入なさいましたか
一寸、その辺までとおもつても面倒がらず、必ず記入してください。

編集室から

「広報しろいし」も65号で今年も終ります。いろいろご指導ありがとうございました。とうございました。市政便りは毎週月曜日の河北新報夕刊とNHKラジオ第一放送で毎水曜日に放送いたします。それからご利用ください。それでは、たのしいお正月をおむかえください。

除夜の鐘

除夜の鐘はいくつ鳴らすものか、12月31日午後12時を合図に、全国の寺院から打ちならされる。除夜の鐘古い年を送り、新しい年の夜明けをつげる鐘の音は百八、つこのが本式である。えられております。これは、人間のもつ百八つの煩惱をだそうといふわけです、百八の煩惱とは人間には、眼、耳、鼻、舌、身、意の六根に好悪平の三種の不同があつて十八煩惱を生じ、色、声、香、味、触法の六塵も苦楽捨の三受によつて十八煩惱を起しあわして三十六となりますが、この三十六の悩みが過去、現在、未来の三界にわたつてい

るから、三六を三倍以上の百八つの煩惱があるといふのだそうです。(編集者)